

## 第2回 社会保障制度改革推進会議 議事録

### 一 会議の日時及び場所

日時：平成26年10月10日（金）16:00～18:00

場所：官邸4階大会議室

### 二 出席した委員の氏名

伊藤元重委員、遠藤久夫委員、大日向雅美委員、権丈善一委員

神野直彦委員、清家篤議長、土居丈朗委員、宮島香澄委員、山崎泰彦委員

### 三 議事

1. 開会

2. 委員紹介

3. 政府側からの挨拶

4. 社会保障4分野の改革の進捗状況の確認及び意見交換

（1）子ども・子育て分野

（2）年金分野

5. 閉会

○清家議長 それでは、ただいまから、第2回「社会保障制度改革推進会議」を開催いたします。本日はお忙しい中、皆様には御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

まず、今回、初めて御出席をいただく委員がおられますので、御紹介をさせていただきます。一言ずつ御挨拶をいただければと思います。

まず、東京大学大学院経済学研究科の伊藤元重教授でございます。

○伊藤委員 どうも伊藤でございます。よろしく申し上げます。前回、ちょっと所用で失礼いたしました。よろしく申し上げます。

○清家議長 ありがとうございます。続きまして、慶応義塾大学商学部の権丈善一教授でございます。

○権丈委員 権丈です。よろしく申し上げます。一言ちょっとよろしいでしょうか。

○清家議長 どうぞ。

○権丈委員 私は、かれこれ20年以上「社会保障論」という授業をやっております。そこで、社会保障全体を見渡しながら、総体的にキズやへこみがあるところを修理するというのをいろいろやってまいりまして、昨年の国民会議のときには、年金よりは医療・介護の方がちょっとキズ、へこみが目立つなと思って、医療・介護をやっておりました。

だけれども、その後、やはり財源の裏づけがあるというのはすごく、その後、消費税増税による財源の受け皿となる少子化・医療介護の制度がぐっと動いていったのです。そこで、今、私が見渡しますと、年金の動きがちょっと遅いかなというのがありまして、今回、ここに参加させていただいたのは、2007年の年金部会とか、2008年の国民会議で、私が参加しながら全く貢献できなかった被用者年金の適用拡大、私の表現で言いますと、第1号にいる被用者の問題にピンポイントでかかわらせていただければと思っております。よろしく申し上げます。

○清家議長 ありがとうございます。本日は増田委員、武田委員が御都合により御欠席でございます。

また、本日はこの席に甘利社会保障・税一体改革担当大臣、塩崎厚生労働大臣、有村少子化対策担当大臣、加藤官房副長官、宮下財務副大臣、あかま

総務大臣政務官に御出席をいただいております。また、西村内閣府副大臣は少し遅れて御出席と承っております。

そこで、まず、ここで甘利社会保障・税一体改革担当大臣から御挨拶をいただきたいと存じます。カメラの皆様の御入室をお願いします。

#### 【報道関係者入室】

○清家議長 それでは、甘利大臣から御挨拶をいただきます。大臣、よろしくお願いいたします。

○甘利社会保障・税一体改革担当大臣 お忙しい中をお集まりいただき、感謝を申し上げます。引き続き社会保障・税一体改革担当大臣を拝命いたしました。改めてよろしくお願いいたします。

本日から社会保障4分野の改革の進捗状況を確認しながら、2025年に向けてさらなる検討課題を整理していただく予定でありまして、いよいよ具体的な議論を開始していただくことになるわけでありまして。

社会保障制度改革につきましては、昨年国民会議の報告書を踏まえまして取りまとめられました「社会保障改革プログラム法」に基づきまして着実に進められているというところであります。

今後、2025年、団塊の世代が後期高齢者に入る、私が入るというときでありますけれども、これを展望しつつ、中長期的な視点から社会保障のあるべき姿を検討するに当たっては、こうした足元の改革をしっかりと踏まえて御議論いただくことが重要であります。

本日は、子ども・子育て分野と年金分野について御議論いただきますけれども、人口減少社会や超高齢化社会といった我が国が直面している課題を考える上でも、これらの改革の進捗状況を踏まえて検討することが重要だと考えております。

委員の皆様におかれましては、是非、幅広い観点から将来を見据えた議論を深めていただきますよう、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○清家議長 甘利大臣、ありがとうございました。それでは、カメラの皆様にはこれで退室をお願いいたします。

#### 【報道関係者退室】

○清家議長 それでは、議事を進めさせていただきます。前回、この会議で取りまとめをさせていただきましたとおり、会議の進め方といたしましては、社会保障4分野の改革の進捗状況について、まず確認するということからスタートいたしまして、検討課題を整理してまいります。

国民会議の報告書、「社会保障改革プログラム法」の制定と改革の道筋が定められてまいりましたが、実際にその道筋に沿って改革が予定どおり進捗しているかどうか、いわばPDCAサイクルとしてチェックすることが重要であるとともに、そうしたチェックを行います中で、さらなる課題を中長期的、制度横断的な視点も含めて整理していくことが大切かと思っております。

そこで本日は、まず、子ども・子育て分野と年金分野につきまして、それぞれ改革の進捗状況について関係府省から御報告をいただき、議論を行ってまいりたいと思います。

それでは、まず、子ども・子育て分野の改革の進捗状況につきまして、議論を行ってまいります。最初に、内閣府の武川政策統括官から、10分程度を目途として御報告をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○武川内閣府政策統括官 ただいま御紹介いただきました、内閣府で有村大臣のもとで子ども・子育て支援新制度を担当させていただいております、政策統括官の武川でございます。よろしくお願いいたします。

私どもの用意いたしました「子ども・子育て支援新制度の施行準備状況について」という資料2をご覧くださいと思います。これに基づきまして現在の準備状況を御報告させていただきます。

まず、1ページ目でございますが、このあたりはよく御案内のとおりでございますが、自公民の3党合意を踏まえまして、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立いたしております。幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するというところで、従来の社会保障3分野に加えまして、子ども・子育て分野も消費税財源の対象にさせていただいているという画期的な面がございます。

今後は、消費税が10%に引き上がった場合に確保できる0.7兆円を消費税財源からいただきまして、さらに追加の恒久財源を確保し、全ての子ども・子育ての家庭を対象に支援の質と量の充実を図るというものでございます。

本制度は10%の財源を用いて実行するものではございますけれども、この実施につきましては、下の囲いに書いてございまして、本年6月の「骨太方針」におきまして、新制度につきましては、平成27年4月に施行する方針のもと取り組むということを書いていただいております。来々4月の施行ということは確定いたしております。

また、その際の財源につきましては、消費税分以外も含め適切に対応していくということで、このような趣旨は、今国会におきましても所信の質疑の中で総理からもお答えいただいております。

なお、本年度はまだ消費税が8%にしか上がっておりませんが、その消費税引上げの増収分を国民の子育て世代に実感していただくために、後ほど御説明しますが、4月から「保育緊急確保事業」を先行実施しているところでございます。

このスキームでございますが、次の2ページをご覧くださいと思います。子ども・子育て支援新制度におきまして、施設型給付ということで、認定こども園、幼稚園、保育園、さらに、従来は対象となっていなかった地域型保育の小規模保育等に対して消費税財源7,000億円、それ以外を含め約1兆円超の財源を充ててその運営を支援するというような制度でございます。

特色といたしましては、その担当の自治体、今まで幼稚園は県がやっておりますけれども、それを含め、幼稚園で新制度に移るものは市町村に担当を移行いたしまして、市町村が需要を把握し、計画をつくるということでございます。

これによりまして保育園の量的な拡充、また、従来、助成の対象となっていなかった20人未満の小規模保育、事業所内保育、保育ママ等を対象にするということで、待機児童の解消と地域での子育て支援の充実に充てるということでございます。

次の3ページをご覧くださいますと、本制度は、どちらかといいますと待機児童が前面に捉えられておりますが、右の「大都市部での展開」ということでは、待機児童の解消ということが大きなプログラムとなっておりますけれども、今、言われております地方の創生という面におきましても、人口減少分野でも、地域の実情に応じた小規模の施設においても教育・保育を一体的に提供する。あるいは身近な場所での保育を確保するというようなメリットがございまして、日本全国でこの利便性を共有できる制度だと考えております。

続きまして、4ページでございます。現在のスケジュールでございます。現在、平成26年10～12月期でございますが、これまでずっと政府の「子ども・子育て会議」で議論してまいりまして、様々な基準あるいは準備のための政令・府省令の確定をやっておりますが、特に一番下の段でございますが、5月末に仮単価及び利用者負担のイメージの提示というのをやっております。これは平成29年に消費税が上がった際の仮単価を示しまして、これに基づいて各自治体、事業者におきまして施設整備の目途をつけていただくということで提示したものでございます。

今後は、12月に消費税の御判断が出ようかと思えますけれども、それらの予算編成過程を経まして、1月に来年度の本単価を提示するという事になってございます。そして、来年4月から子ども・子育ての支援新制度を施行するという運びにしております。

続きまして、現在の準備状況といたしまして、これの準備体制でございますが、内閣府に準備室を置きまして、内閣府、厚生労働省、文部科学省とプロジェクトチームを組みまして、始終連絡をとり合いながら準備に当たっているところでございます。来年の4月からは内閣府に「子ども・子育て本部」というのを置きまして、ここの支援法に基づく給付事務と、認定こども園の事務は共管ではございますが、持っていくということでございます。

ただ、依然と厚生労働省の方にも、やはり社会保障全体の観点からということで児童福祉法に基づく事務は残りますし、文部科学省にも学校教育法に基づく所管というものは残るという体制で来年4月から進めることになっております。

それでは、財源の関係でございますが、0.7兆円と先ほどから申しておりますが、それで何をやるかということでございます。まず、0.7兆円は、大きく分けまして量的拡充と質の改善というのがございます。

まず、見込みでは量的拡充に4,000億円程度が所要の額として要ということでございまして、これには認定こども園、幼稚園、保育園の量的拡充というものと、地域子ども・子育て事業の量的拡充、社会的養護の関係がございまして、7,000億円であった場合は残りの3,000億円、1兆円の予算を確保しました場合、6,000億円は質の改善に充てたいと思っております。

その中でも幾つかの項目に代表例を書いておりますが、これらについて優先項目をつけまして、子ども・子育て会議、また、党の方の会議でも御議論いただいております。ここの◎は優先的に行う課題と考えてございまして、3歳児の職員配置、小規模保育での保母さんの体制強化、賃借料の対応等がございまして、また、その次の3%以上については、保育士さんの処遇改善等になってございます。地域の関係では、放課後児童クラブの充実、一時預かりの充実等が入ってございます。これらで現在のメニューとして7,000億円～1兆円ということで、具体的な項目メニューを用意して提示させていただいております。

続きまして、7ページでございます。これの財源の議論は今どうなっているかといいますと、右下でございますが「少子化社会対策会議決定」がございまして、ここで7,000億円を含め1兆円程度の確保に努めるということになってございます。また、骨太でも同じようなことを書いていただいております。年末に向けてこの辺を様々な分野にお願いして、必要な額を確保して

いきたいと思っております。

9ページでございます。本年度、8%に上がった段階で何を行っているかということでございますが、保育緊急確保事業をやっておりまして、本年度の8%への引上げの中から消費税財源で3,000億円いただいております。その3,000億円を充てまして待機児童の解消の推進と地域の子育て支援というのを前倒しでやっておりまして、これにおおむね3,000億円を充てて先行しているところでございます。

よく待機児童解消の関係で「加速化プラン」というのが言われておりますが、それとの関係を御説明させていただきたいと思っております。10ページでございます。「待機児童解消加速化プラン」につきましては、まず、平成27年度までに20万人の量的な拡充を行うということで、これはおおむね確保されております。さらに、平成27～29年度に、この新制度等を用いまして40万人の取組の加速化期間というのが設けられておりまして、従来平成31年度から2年間前倒しを行うということが安倍内閣で行って、現在、これに取り組んでおります。少子化の新制度はこれがないと実現不可能でございまして、この点でも是非新制度の円滑な施行について御理解をいただきたいと思っております。

あとは、その中身でございますが「待機児童解消加速化プラン」の推進とか、新制度の事業の先行的な準備ということで前倒しいたしまして、地域子育て支援拠点の事業、あるいは一時預かり、放課後児童クラブの充実等をやっておりますし、同時に、社会的弱者でございます児童養護施設の受入児童の解消等にもこの財源を充てているところでございます。

最後は3,000億円の事業の内訳でございます。左側が施設型、右側が地域関係のものでございます。説明は以上でございます。

○清家議長 ありがとうございます。それでは、ここから意見交換に移りますが、まず最初に、国民会議において子ども・子育て分野の起草検討委員もお務めいただきました大日向委員から、ただいまの御報告に加えて御発言の御要望が出てございますので、まず、大日向委員から御発言をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○大日向委員 ありがとうございます。私は少子化対策の分野からこの会議に参加させていただいておりますので、初めに、恐縮でございますが、少しお時間をいただいて発言をさせていただきたいと思っております。

周知のとおり、今、日本は極めて深刻な人口減少社会に直面しております。したがって、これまでになく大胆な少子化対策に社会全体で取り組んで

いくことが、社会保障制度改革において必要だと考えます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、日本の総人口は 2013 年で 1 億 2,730 万人ですが、2060 年には 8,674 万人と約 3 割の減少が見込まれておりまして、特に地方の人口減少傾向は深刻です。

一方、経済財政諮問会議の専門調査会「選択する未来」委員会は、国民の希望どおりに子供を産み育てることができる環境をつくることによって、2050 年度に 1 億人程度の安定した人口構造を保持することを目指すと提言しています。

この人口減少問題は、人々が子供を産み育てることに夢と安心感を持ってなくなっている社会の危機でして、その観点から政府として目指すべき方向性が示されたということであり、同時に、政府がいかに国民の暮らしのセーフティーネットを守るかという強い決意を持って取り組むことが課せられたということと考えます。それはつまり、人口減少社会において、社会保障制度の持続可能性をいかに担保するかという重い責任を課せられていることだと思います。

社会保障の持続可能性に関しましては、この会議の前身である国民会議でも最も重点的に議論されたところでして、報告書の冒頭に清家会長が国民へのメッセージとして次のように述べていらっしゃいます。「世界に冠たる充実した社会保障制度を、将来の世代に必ず伝えていかななくてはならない。そのためには、国・地方の消費税収をしっかりと確保し、能力に応じた負担の仕組みを整理すると同時に、社会保障がそれを必要としている人たちにしっかりと給付されるような改革を行う必要がある」と。

この清家会長のメッセージにもあるように、持続可能な社会保障というのは、一定以上の給付水準を保ちながら、負担についても常識的に負担可能な範囲で収支を成り立たせることと考えます。

この給付と負担の水準をどのように定めるかは、その時々状況によって様々な選択肢があるかと思えます。しかし、どのような見直しをするにしても、国民に安心してもらえるものでなければその納得は得られないはずで、特に若い世代が安心感と納得感を持って参画できるようにすることが、人口減少社会における社会保障制度改革にとって必須課題と考えます。

若い世代に対しては、自らのライフスタイルの中に出産・子育てを位置づけた人生設計の工夫の必要性を説くべきだという考えもありますが、しかし、子供を産む、産まないは個人の選択の問題でして、若い世代に対しては、子育て支援に社会全体で取り組み、支えるのだという姿勢を力強く示すことがまず基本だと考えます。

この点、ただいま武川政策統括官から御説明のありました「子ども・子育て

て支援新制度」は、1990年の「1.57 ショック」から20年あまりの時間をかけた議論と施策の集大成でして、全ての子供とその親を守る施策が縷々盛り込まれています。

しかし、新制度が果たして円滑に実施できるのか、今、関係者はみんな大きな不安を持っています。つまり、財源の問題です。消費税増税によって新たな財源7,000億円を確保し、子育て支援にかかわる質・量の拡充を進めていくとされたことは大きな前進です。仮に痛みを伴う話であっても、是非とも消費税を確実に引き上げて子育て支援に配分していただくことを求めますが、しかし、それでも新制度の実現には、なお3,000億円足りないということは当初から明らかとなっていた点です。

そもそも日本の家族関係社会支出の対GDPは諸外国と比べても小さく、スウェーデン、イギリス等はその割合が3%を超えていますが、日本は1.6%にとどまっています。税財源だけでなく、子育て支援にかかわる費用負担のあり方を真剣に議論し、企業も含めてあらゆる関係者にさらなる一定の貢献をしていただく必要があると考えます。

まず、企業に対してです。これまで企業が社会保障制度の支え手として貢献してきたこと、また、企業への過度の負担がそれぞれの企業活動の足を引っ張るようなことになってはいけないことは十分理解できますが、しかし、もはや将来の日本社会のあり方そのものが問われている目下の状況にあって、社会保障制度を安定したものとし、未来への不安感を払拭できてこそ、そこを土台に家庭も企業も自らの生活・事業活動が持続可能なものになるはずですし、この視点から一層の貢献を検討していただきたいと思えます。

人口減少社会という未曾有の事態において、次の代を担う子供たちの健全な育成を通して将来の社会を支える人材を確保できなければ、企業が望む永続的に安定した事業を営むこと自体、危うくなると考えます。

次に、基礎自治体に対してです。新制度は、基礎自治体の実施主体として責任も権限も大きくなるのが特徴です。地域もそれぞれの特性を踏まえた上で、限られた資源を効率的に有効活用するなどの工夫が必要で、そうした取組の促進を図るとともに、ほかの社会保障制度も含めて効率性と質の確保を両立する方法について議論していくことが必要だと思えます。

各地の先進的な取組事例を見ますと、首長を初め、基礎自治体担当者のセンスとやる気いかにかかっていると云っても過言ではないのですが、ただ、行政だけでやるというのではなく、住民、NPO、企業等との協働で新たな公共空間をつくる試みが必要であり、それを実施している自治体で成功の兆しが見えていると思えます。

最後に、政府は今、社会保障の充実とともに女性の活躍促進を重点課題

としています。女性の活躍は、経済成長からの必要性だけでなく、社会政策の視点からも注力していただきたいと思います。一部のキャリア女性だけの活躍でなく、働きたいと願い、働かなくては生活が成り立たない多くの女性とその家族にとって、今、保育、親の介護が大きな鍵になっています。親の介護で30歳未満の若者17万人が離職しているというデータがあります。全ての女性の活躍促進のために、保育、介護、看護の領域における人材の質・量の両面で充実が必要と考えます。

こうして人口減少社会における子ども・子育て支援のあり方を考えてまいりますと、社会保障制度のあり方は、社会全般に広範に影響を及ぼす極めて大きな課題であることを改めて思います。当面の対応だけでなく、今後50年、100年先を見据えて将来までの継続性を持った対応を講ずるためにも、この危機的事態をいかに乗り越えていくか、各方面に強く訴え、共有していただける議論がこの会議で必要かと考えます。以上でございます。

○清家議長 ありがとうございます。それでは、ここから皆様方の御自由な御意見、御質問等を承ってまいりたいと思います。どなたからでも、どうぞ。土居委員、どうぞ。

○土居委員 御説明どうもありがとうございました。今、大日向委員からのお話もありましたように、財源をきちんと確保して子ども・子育て支援をしていくということは非常に重要だと思います。ただ、目下、消費税率が8%に引き上げられて、若い子育て世帯の方々の中には、税金は取られるのだけでも、なかなか分かるような、目に見えるような手応えをまだ感じ取れていないとおっしゃる方もいらっしゃる。

ただ、先ほど政策統括官がおっしゃったように、既に今年の予算で3,000億円を子ども・子育て支援に充てるということがもう盛り込まれているわけです。

そこで、確かに3,000億円という金額は周知の事実ということでもありますけれども、このお金がより具体的に子育て世帯の方々にも分かるような数字で、どういう形で子育て世帯の方々への支援になっているかということを少し御説明をいただきたいと思います。

○清家議長 それでは、事務局から少し。では、安藤局長、どうぞ。

○安藤厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 ただいま御指摘のありました点でございますけれども、先ほど武川統括官から御説明がありました資料の10ペ

一に「『子ども・子育て支援の充実』の概要」ということで「『待機児童解消加速化プラン』の推進」というものがございます。

一例として申し上げますと、待機児童の解消につきまして大変力を入れているところがございますが、この加速化プランの中で保育所整備、保育を支える人材確保対策を広くやっております、平成 25 年度、26 年度の 2 カ年度で約 20 万人分の保育の受け皿の確保という目標がございまして、この 5 月末日現在の見込みで、2 カ年度で約 19 万人確保することが見込まれております。

さらに内訳を申し上げますと、平成 25 年度が約 7 万人分、平成 26 年度が 12 万人分ということで、3,000 億円をいただいて加速化が正にされたのだなという実感が持てる数字ではないかと思えます。さらに、平成 27～29 年度末までにかけては 20 万人分の保育の受け皿を充実させていくということで、ここは一つの事例になるかと考えております。

○清家議長 ありがとうございます。土居委員、どうぞ。

○土居委員 御説明どうもありがとうございます。非常に具体的な数字を示していただいて、よかったと思います。もう今年度で 7 万人の児童の受入枠にこのお金を充てることになっているということ、私も今、知りました。もちろん既にプレスリリースはされているのだと思いますが、国民に対してこの数字の浸透がまだ不十分かなと思っております。政府におかれましては、是非ともその手応えを感じられるような具体的な数字なり、説明なりを尽くしていただいて、単に消費税増税でお金を取られているだけで何も見返りがないのではないかということではなく、一生懸命お金を注ぎ込んで、きちんと国民のためにそれを使っている。具体的な成果も上げつつあるということを積極的にアピールしていただければと思います。

○清家議長 ありがとうございます。この点に関連して、ほかに何かよろしゅうございますか。有村大臣、今、政府の広報のお話もございましたけれども、何かございますか。

○有村内閣府特命担当大臣（少子化対策） もうコメントでいいですか。少子化はこれで終わりですか。

○清家議長 いえ、まだこれから後でお願いするところです。

○有村内閣府特命担当大臣（少子化対策） では、後で。

○清家議長 分かりました。では、ほかにいかがでしょうか。山崎委員、どうぞ。

○山崎委員 子ども・子育て支援新制度の充実・強化のための財源として、0.3～0.4兆円の追加財源が必要とされているわけでございます。国民会議報告書を引用しますと「子ども・子育て支援新制度の施行状況を踏まえつつ、幅広い観点から更に財源確保と取組強化について検討するべきである」と述べています。これに関連して、幅広い観点からさらに財源確保と取組強化の具体的な提案として、例えば「企業における両立支援の取組と子育て支援の充実は車の両輪であり、両者のバランスと連動を担保する観点から、引き続き検討を進めるべきである」としております。これは昨年の国民会議の最終日に入れてもらったことでございます。

育児休業期中の経済的支援としての育児休業給付を利用しながら雇用を継続するか、保育サービスを利用しながら雇用を継続するかは、代替的な関係にあります。財源については、前者は労使の保険料を主要財源にするのに対して、後者は税財源であって、互いに背を向け合う関係にあります。

国民会議報告書が言う「両者のバランスと連動を担保する」という観点からすれば、方向としては、税財源のほかに企業負担、さらには雇用労働者一人一人からも応分の負担を求める方向で検討してはいかがかと考えています。

昨年の国民会議報告書が求めた育児休業給付の改善がいち早く今年4月から実現しているわけですが、これは労使の保険料を主要な財源としていて、したがって、労使の合意があれば機動的に対応できる社会保険制度のメリット、あえて言うと優位性を示しているように思います。ですから、こういった観点も含めて財源確保の道を考えていただきたいと思います。以上です。

○清家議長 ありがとうございます。では、権丈委員、伊藤委員、どうぞ。

○権丈委員 今の山崎委員のお話が続く話なのですが、昨年の国民会議の報告書の8ページに「1990年に『1.57ショック』として、少子化問題が社会的に認識されたにもかかわらず、必要な施策が必ずしも十分に進まなかったのは、こうした施策が年金・医療・介護のように財源調達力の高い社会保険方式を採っておらず、当時、急速に悪化した財政状況の下で、必要な財源が確保されなかった点にも原因があったことに留意すべきである」という言葉があります。

この国の子育て支援政策の残念なというか、つらいところは「1.57 ショッ

ク」というところで、さて今から子育て政策を展開していくぞといった 1990 年にバブルが崩壊したんです。そこで政府は全く財源調達力を得ることができず、1990 年以降、もう国民負担率が下がっていったりします。この中で、非常につらい状況が 20 年後の今、起こっているというところで、介護の方は後からぐっと入ってくるわけですがけれども、あの時期に社会保険という財源を確保していたところは、その後、社会保障の制度として結構生き延びます。

だから、私は、中長期的には「子育て保険」というようなことも視野に入れた形で議論していただけないだろうかと前々から思っているわけですが、そうしていただかないことには、子育て政策が遅れたがゆえに、大体どの国も福祉国家というのは、高齢者を扶養する生活費を社会化するのが先行します。その後、子育て費用の社会化が、その後、追いかけていくんです。したがって、両方のバランスがとれて、全体的に連帯感がある社会システムというのができ上がっていくのですが、この国は高齢者のところだけが先行して、その後、子育て費用の社会化が追いかけていこうと思って、さてとってスタート地点に立った瞬間にバブルが崩壊してしまって苦しい状況になって、そして、はたから見ると、高齢者だけが社会化されているシステムというのはいかたがましいのではないかとというようなところで、その後、ものすごく社会システムとしての連帯感が崩れていくといえますか、そういうところが確かに脆弱な体制になっていくんです。

ですから、そういう視点から見ても、高齢期の生活の社会化と子育て費用の社会化というのをバランスよくやっていかないと、社会保障が憎まれるんですね。こんなに便利で、使い勝手がよければ生活が楽になっていくような制度が、憎まれていって、政治などでいろいろな形で利用されていくというのは非常に残念ですので、山崎委員のおっしゃられた、財源調達のところの企業というところも含めた形で議論していただければと思います。

○清家議長 ありがとうございます。では、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 ありがとうございます。先ほど土居委員がおっしゃった、この子ども・子育てのメリットをやはり国民に実感していただくというのは非常に大事なことだろうと思います。政策というのは、いろいろなものを個別にやっていると、だんだん認識がどうしても専門的になってしまうのですけれども、幸い安倍内閣の中では、例えば、女性の活躍をもっと高めていきましよう。これは非常に盛り上がってきているわけですね。

もう一つは、これは決してうれしい話ではないのですが、人口減少の中で地域経済、あるいは地域社会がどうなるかということに対して、例の

「増田レポート」があって、皆さん、かなり問題意識を持っているわけで、そういう大きな流れの中で、この子ども・子育てというのは極めて重要な政策である。

実際、御説明がありましたように、今、それなりの動きがあるわけですから、そこをしっかりと発信しながら、より大きな政策の枠組みの中で考えていくということが、今後の消費税の問題も含めて非常に重要になってくると思いますので、是非今後も積極的に発信していただきたいと思います。

○清家議長 ありがとうございます。ほかにはいかがですか。宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 ありがとうございます。先ほど大日向委員もおっしゃったように、この前の国民会議では子育てを一番最初に報告書に書かれました。今、人口減少が日本の土台にとって本当に重要な問題だということは、もう一般の人たちの会話の中にも出てくるほど認識が広がっていると思います。その中で、御紹介のあった子育て支援新制度は、もうこれは当然実行されるものという前提で、ほかに結婚支援も必要だ、不妊治療も必要だと、いろいろあれもこれも必要だ、もうできることは何でもやったほうが良いというムードになってきていると思います。

ところが、今、財源との関係でその不安定さが、子育て新制度に関して事業者の動揺を呼んでいると思います。具体的には認定こども園への転換に不安が出てきていると思います。でも、こんな状態の中で、子育て支援の柱の一つの新制度が不安定なスタートとなつては、これはもう人口減社会、少子化対策の重要性を訴えている安倍政権の信頼にもかかわることではないかと思えます。

先ほどもお話があったように、子育て支援は、年金や医療や介護に比べて、そのときの経済や社会の状況にその財源が非常に左右されやすい状況になっていると思いますけれども、人口減少への危機感が本当に政府にあるならば、もう何を置いてもこの部分の財源はしっかり確保して実行するという姿勢を強く示すことが必要だと思います。

今の若い人は、昔と違って、自然に結婚して自然に子供を産むという気持ちになりにくくなっていて、子供を産むときにはいろいろ心配をして、仕事は大丈夫だろうか、経済は大丈夫だろうかといろいろなことを考えて、本当に決意を持って子供を産むという状況になっているのですけれども、その心配に対して産んでも大丈夫だよ、周りが支えるよということメッセージとして送らなければいけないときに、子育ての新制度を不安定な中でのスター

トにはならないということは非常に重要です。これをちゃんとスタートさせるということを強く希望します。

一部、財源の話になりますけれども、人口減の危機感を持った自治体をいろいろ私たちも取材していますけれども、いろいろな工夫が始まっています。しっかり考えている自治体では、ちゃんと住民に説明をして、これまであった政策を、ちょっとここは我慢してくださいと。時に高齢者向けだったり、いろいろあるのですけれども、我慢してくださいと言って、思い切り若い人に対する支援に振り向けているというところもあります。国においてもそこはしっかりと財源を振り向けるということが大事だと思います。

それから高齢者と現役との対立にするというつもりは全くないのですけれども、例えば、公的年金控除で現役と少し負担に差があるということは、現在の若い人と高齢者の経済の状況を考えると合理的ではないのではないかと思います。もちろん本当に困っている人に対しては、高齢者であっても、若者であってもちゃんと手当すべきなのですけれども、一律に高齢者と現役のバランスが違うというところに関しては、すぐに見直すべきではないかと思えます。

先ほど企業に負担してもらおうという御意見がありました。子育て支援は社会全体のためになるのですが、周りを見ていて思えますのは、企業によっては、もう本当に自分たちの女性社員や、業績のことも考えてでしょうけれども、かなり身を切る形で自分たちの会社での子育て支援をしているという企業があります。その一方で、比較的関心が薄く、何となく世の中のお付き合いでやっているというような企業もないことはないと思えます。

だから、ここは、言ってみれば、共働きの夫婦がいて、その夫婦に子供を持ってほしいというときに、妻の側の企業はせっせとお金や工夫を投入しなければいけないのですけれども、時に夫の側の企業は何もしないで済んでいるというような側面もあると思えます。ですから、ある程度共通のルールで企業にも負担をしてもらおうという考え方は私も賛成です。

ただ、ちょっと思っていますのは、大分昔ですが、認可保育所などが措置の考え方の延長で保育をされていた遠い以前に、なかなかサラリーマンの働き方を分かってもらえなくて、本当に認可保育所はサラリーマンの状況をもっと分かってほしいと思うような側面もありました。ですから、企業にお金を出してもらうのだとすれば、ちゃんと企業の意見とか現状を反映するような形は必要だと思いますし、仮に企業内保育所がこの後どんどん増えることがあっても、基本はちゃんと国が責任を持ってやっていくことだということろはやはり押さえていかなければいけないと思えます。

さらに、少子化や人口減対策はいろいろなアプローチで検討されています

けれども、若者の雇用ですとか、とにかく若いときに安心して家族を持って、それでちゃんと生活していけるということをバックアップするほかの制度とあわせて横断的に考えていきたいと思えます。

○清家議長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。いろいろな御意見あるいは御質問が出されましたけれども、ここで有村少子化担当大臣から少しコメント、あるいは御質問に対するお答えも含めて、御発言をいただければと思います。大臣、よろしく願いいたします。

○有村内閣府特命担当大臣（少子化対策） ありがとうございます。少子化対策担当大臣であり、また同時に、新設をされました女性活躍を担当させていただきます、有村治子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、子ども・子育て支援新制度について、清家議長様のリーダーシップのもと、委員の先生方に熱心な御議論をいただきましてありがとうございました。一つ一つ共感しながら拝聴いたしておりました。

本日いただきました御意見も踏まえて、来年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行に向けて心して取り組んでまいりたいと存じます。

ただいま宮島先生からも御指摘いただきましたように、認定こども園の傾向について懸念が示されております。本来に来年の4月に向けて、スタッフの皆さんも走りながらの対応で、事業者の皆様も本当に走りながらの意思決定ということでございますが、やはり新たな対応策を本当に近いうちに打ち出して、今、具体策を練っておりますが、認定こども園になりたい事業者の方々が安心して制度に参入できるように努めてまいりたいと思っております。

国民の皆様の期待に応じて子ども・子育て支援の質・量双方を充実させるためには、先ほどからる御言及をいただいておりますけれども、消費税の引上げによって確保する財源も含めて1兆円を超える財源が必要でございます。

これにつきましては、先週10月2日の参議院本会議においても、安倍総理から、消費税分はもちろん、それ以外のものも含めしっかり対応してまいりたいとの御発言をいただきました。大変ありがたく、意を強く拝聴いたしました。関係閣僚の皆様と連携し、また、委員の先生方の御発言も糧に、総理のお言葉に対して心して取り組んでまいりたいと存じます。

そして、財源の確保がかなったとしても、仕組みとしては願いかなったととなりますが、私自身、やはり改めて御報告を申し上げたいのは、保育士の先生方の確保がやはり至難の問題であるという現状も、これまた同時に解決を

図っていかなければいけない課題だと思います。なり手がいない。そして、大都市はハウジングも面倒を見るからということで、都市圏ではないところから保育士の方々をどんどん吸い込んでいっしょって、本当に各地域によって保育士のなり手がいないという現状が、今、各地で見られています。

そういう意味では、今、ほかの業種と比べても格段に保育士の先生方の処遇が厳しい状況でございますので、保育士の先生方の処遇改善を図っていきたい。図らなければ、制度はできたけれども、その担い手がいっしょらないということになってはよろしくありませんので、そういうことを考えると、やはり財源が必要というところに戻ってまいります。

そして、宮島先生も一度おっしゃっていただきました、企業の方からの負担ということでは、その意見も聞いてもらいたいということでございますが、例えば、サービス業の共働きの夫婦であれば、日曜日も保育所を開けてもらいたいというのは切実なニーズだと思います。こういうことに応えられているかということを見ると、やはりしっかりと財源と、皆様のハートに届く、手応えを感じていただけるようなところは、まだまだこれから課題があるぞと私自身、認識をしております。

先生方の御加勢をいただいて、これからしっかりと頑張っていきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○清家議長 ありがとうございます。今日の議論では、子ども・子育て支援、少子化対策というのは、今の安倍内閣においても最重要課題に掲げられている待ったなしの、正にこの社会保障制度改革の一丁目一番地と言ってもよいような課題であって、昨年の社会保障制度改革国民会議においても、議論を課せられた年金・医療・介護・少子化対策という4つの課題の中で、あえてこの少子化対策を各論の筆頭に書かせていただいたということからも分かりますように、できるだけ早く、しかも、宮島委員も言われましたように、できることは全てやっていく必要があるということで、そのためにも、まず第一歩として来年4月からの新制度を着実に進めていくことが大切である、また、そのためにも、消費税を含め、必要な一定財源を確保していく必要があるということが、まず、皆様方から強調されたかと思えます。

また、そのためにも、国・地方といった公的セクターはもちろん、さらに企業なども含めて、公的な部分と企業、あるいはそこで働く従業員も含めて、その役割と機能、あるいは費用の分担という観点から協力して取り組む体制を構築していく必要があるのではないかと、もう一つ、大切なポイントではなかったかと思えます。

この子育て支援、少子化対策というのは、表裏一体の問題として女性の活

躍推進であるとか、あるいは働き方に中立的な制度をつくっていく、できるだけ働く意思と仕事能力のある人の意欲や能力の発揮を阻害しないような仕組みにしていくという面で、社会保障制度だけではなくて、関連する税制であるとか、あるいは雇用制度といった社会全体で制度横断的な改革を進めていく必要もあるのではないかというようなことも示唆されたのではないかと思います。

これらの点について、特にこれからまた中長期的な課題を検討していく際にも、重要なポイントとして整理をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、次に、年金の方に移りたいと思います。年金分野の改革の進捗状況につきまして、厚生労働省の香取年金局長から、15分程度を目安として御報告をいただきたいと思います。香取局長、よろしく願いいたします。

○香取厚生労働省年金局長 年金局長でございます。では、お時間をいただきましたので、15分ぐらいで御説明できればと思っております。

資料3をお開けいただきたいと思っております。おめくりいただきますと、2ページ、年金に関する一体改革での経緯でございますが、一体改革では、その絵の真ん中にありますが、社会保障・税一体改革の中で3本の法案を提出いたしました。国会審議を経まして、当時の与党である民主党を含め民自公3党の合意によりまして一部修正が行われ、その右側にありますように、4本の法律が成立いたしております。これによりまして、基礎年金の2分の1の国庫負担の恒久化でありますとか、被用者年金の一元化でありますとか、年金制度については、非常に大きな枠組みの改正が行われたということになってございます。

3ページ以下で一体改革で成立しました法案の中身を簡単に御説明してございますが、ちょっと時間の関係で割愛いたしますが、基本的には基礎年金の2分の1の財源につきましては、8%段階で確保されておりますが、それ以外の幾つかのものにつきましては、先ほどの議論にもありましたが、10%と連動して発動されるという部分が少しあるということでございます。

一体改革を踏まえた現在の年金制度の基本的な枠組みということでございますが、7ページをお開けいただきたいと思っております。実は年金制度は平成16年に大きな制度改正をいたしております、このときに今の年金制度の基本になっております財政フレームがつくられております。上に天秤のような絵がついてございますけれども、16年改正では、そこに①②③④と振ってございますが、収入面につきましては、まず、現役の負担の目安をつけるということで、現役の負担の上限を固定した上で計画的に保険料を引き上げるとい

う改正をいたしました。①にありますように、平成 29 年以降の保険料については、厚生年金 18.3%、国民年金 16,900 円ということで固定をいたしまして、現在、ここに向かって段階的に引き上げていますが、将来的に保険料の上限を固定するという事になってございます。

もう一つは、基礎年金の 2 分の 1 について、恒久的な国庫負担を入れるということ。

3 番目に、現在、130 兆円ほどありますが、積立金につきましては、向こう 100 年間の財政均衡を図るということで、積立金及びその運用益を活用しながら給付に充てて、最終的に 1 年分程度の積立金を保有するという形で、収入面でこういった手当てを講じました。

そうしますと、保険料の上限は固定されておりますので、いわば収入面の財源が固定されるということで、この負担の範囲内で将来的に給付の水準を自動的に調整するという事、いわゆるマクロスライドというものが導入されている。その上で将来的に 50%水準が維持できるように、それを下回る段階では再度調整を行うということで全体のフレームがつくられております。

このうち、この間ずっと基礎年金の 2 分の 1 の財源の確保に政府は苦勞してきたわけですが、今般、一体改革による消費税の引上げによりましてこの財源が確保されたこととなります。

もう一つは、④で「マクロ経済スライド」とございますが、実はこの間、物価の変動に伴う物価スライドを法律では適用しなかったということもありまして、本来水準よりも高い水準で年金が維持されたということで、マクロスライドが発動されないままずっとここまで来た。一体改革の中で特例水準の解消が行われましたので、来年度からマクロスライドが発動になるわけですが、ある意味、一体改革によりましてこの 16 年改正のフレームが完成し、これに基づいて年金財政が動き出すということになったということでございます。

8 ページは、昨年 8 月の国民会議で以上のような基本的な年金制度の長期的な持続可能性が制度的に担保されたことを前提に、さらにどのような検討課題があるかということで、大きく 4 つの検討課題が指摘されております。

一つは、今、申し上げました「マクロ経済スライドの見直し」でございます。後でお話をしますが、マクロ経済スライドにつきましては、名目下限というのが設定されておまして、将来的な物価・賃金の変動の度合いによってはマクロ経済スライドが完全に機能しない、部分的に機能しないという事態が制度上生ずることになっております。それを将来的に経済変動のいかに伴わず、マクロ経済スライドがある程度完全に発動できるような、そういうことを考えるべきではないかというのが 1 でございます。

2つ目は、先ほど権丈委員からの御指摘もありましたが「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大」でございます。これは一体改革の中で平成 28 年 10 月から一定の適用拡大をするということで3党合意がされたわけでございますけれども、25 万人程度ということでございますので、将来にわたってさらにその適用の拡大を図るための制度改正をするということで、これは3党の協議の中でもそのような方向性が示されておりまして、将来の適用拡大についての検討を行うようにと。

3点目がいわゆる受給開始年齢ということで、高齢期の就労と年金受給の関係について検討するべきではないかということで、文章の中に書いてございますけれども、3番目の〇にございますが、将来、高齢化が進行する、あるいは平均寿命が延びていくということに伴って、現役の時代と高齢期の時代のお一人お一人の年齢バランスというものが変わってくるということで、できるだけ長く働いていただいて、それによって保険料拠出をしてもらうことを通じて年金の水準を確保する。これは諸外国いずれもそのような方向性をとっておりますので、いわば平均寿命の延びにあわせて就労期間を延ばして、そのバランスを変えていく。そのことを通じて、受給開始年齢について引上げを図っていく。

特に先ほどお示した現在の年金制度のフレームの中では、収入を固定してその範囲の中で給付をするという構成になっておりますので、これはマクロの年金財政の問題というよりは、お一人お一人の年金水準の問題ということになりますので、そういう問題としてこの問題を考えていくということが提起されました。

最後に、高所得者の方についての年金給付については、税も含めた全体的な見直しをするようにと、大きくこの4点が国民会議で御指摘をされました。

このことは、その後、制定されました「プログラム法」の中にも、検討課題ということで4点記載されているということになってございます。私ども、この御指摘を踏まえまして、今年の春に行いました財政検証の中で、こういった検討を踏まえた財政検証を行うということで手当てを行っております。

11 ページをお開けいただきたいと思いますが、御案内と思いますが、年金は5年に一度、財政検証というのを行ってございます。これはかつては財政再計算ということで給付と負担の両面について全体的な見直しを行ってきたわけでございますが、申し上げましたように、16年改正で収入面の方については財源が固定され、マクロ経済スライドによって将来的に持続可能性が図れるような調整を行うという仕組みが入りましたので、この仕組みが将来にわたってきちんと機能するかどうか、あるいはこの前提で全体の持続可能性が維持できるかどうかということをチェックするというのが現在の財政検証

の基本的な役割ということになります。

真ん中にありますように、今後の人口や経済の動向の変化を一定見通した上で、5年ごとに財政見通しを作成し、当然、財政の均衡はマクロスライドによって達成されますので、マクロスライドがどのように発動され、どのように終わり、それによって年金財政の健全性が当初の予定どおり維持されているかどうかということを確認するということでございます。

これから50%を切る、切らないということが問題になりますが、仮にある将来の一時点で50%を切るということが見込まれた場合には、その年の見込まれるという見通しが立った財政検証を行ったときに改正をするというのが法律の規定でございますので、この50%を切らないかどうかということも大きなポイントということになるわけでございます。

今年財政検証を行いました。その結果について簡単に御説明しますが、まず、12ページは財政検証の諸前提でございます。

財政検証は、人口、労働力、将来的な経済の前提というものを設定いたしまして検証を行います。人口は、平成24年に行われました人口研の将来推計でございます。これは、御案内のように、人口推計は低位、中位、高位と3つございますので、いずれもこれまでにやったということでございます。ちなみに、今回の財政検証の中位推計は1.35ということになります。

労働力につきましては、労働参加が進むケースと進まないケースの2つのケースについて行いました。これは実は経済前提の計算で使います、将来的な成長ケース、経済再生ケースと、成長しなかったケースといいますか、参考ケースに対応するものでございますけれども、市場への労働参入が進むケースと進まないケースについて、2つの前提を置きました。

経済前提につきましては、その下にございますが、今回は全要素生産性につきまして8通りの前提、1.8~0.5%までという非常に幅広い前提を置いて、非常に経済がうまくいったケースと、事実上ゼロ成長のような形で将来にわたって成長が十分進まないケースと、幅広く設定をいたしました。これまででは3通りぐらいの前提というのが多かったのですが、今回は特に基本ケースを置かずに、8パターンについて計算をしてみたということでございます。

14ページは今回の財政検証の結果でございますけれども、簡単に申し上げますと、労働市場への参加が進んで経済が持続的に成長するケースにおいては、所得代替率50%を将来にわたって維持できます。

他方、労働参入が進まなくて十分経済成長が確保できないケースでは、50%を下回るということが起こるとというのが、今回の財政検証の一つの結果ということになるわけでございます。

人口あるいは経済の影響というのは、当然、年金財政に大きな影響を与え

るわけですが、もう一つ、今日の前半の議論にも関係しますけれども、人口の前提が変化するとどれぐらい年金に影響するかというのがその次の15ページということになります。

人口推計は高位、中位、低位と3つあるわけですが、左側で申し上げますと、中位の場合が先ほど申し上げました数字ですが、仮に出生高位1.60で推移すると考えますと、最終的な厚生年金の所得代替率に3～5%程度の影響が出るということで、先ほど50%とか51%とか言いましたが、これが55%とか56%、あるいは下の方で50%を下回って45%とかいうケースもあります。高位でいけば実は50%を上回るということが起こる。

逆に、出生が進まない出生低位でいきますと4～7%ぐらい下回る。出生低位ですと、先ほどの表を見比べていただきますと、ほぼ全てのケースで50%を下回るようになりますので、将来の出生率の動向というのは年金に非常に大きな影響を与えるということになります。

右側は死亡でございます。これは受給期間ということになりますので、寿命の延びが少なければ、いわば死亡高位の場合ですと、逆に2～3%ぐらい今度は給付が少なくなるので、プラスの効果が出る。逆に、寿命が延びれば給付が増えてきますので、マイナスの効果が出るということになります。

その下に「▲5年～▲9年」とか「+4年～+14年」と書いてございますが、給付の調整は先ほど言ったマクロスライドというものをやるわけですが、例えば、出生が高いケースですと、財政がよいので早い段階でマクロスライドが止まる。なので、高いところで代替率が止まるということで、何年ぐらい給付期間の長さが変わるかということをお示ししている数字でございます。

次のページ以下、時間もあれなので、幾つかポイントを御説明しますが、③は、今回初めて経済変動があった場合という推計をいたしました。

実は、将来にわたって、例えば、成長率2%とか3%とかいう計算をするわけですが、現実には景気の変動がございます。例えば、平均で2%伸びる場合でも1～3%ぐらいまで景気は変動いたしますので、景気変動があった場合にどうなるかということをお示ししているものでございます。

これについては20ページを見ていただきたいのですが、マクロスライドというのは、簡単に申し上げますと、毎年やる賃金・物価の上昇に伴う年金の改定から、平均寿命の延びでありますとか、あるいは現役人口減少の分を計算した分を割り引くという制度でございます。それがいわゆるスライド調整率というものでございますが、仮に賃金・物価の伸びがスライド調整率よりも小さい場合、調整が完全にできないということになります。それは、右下にありますように、今、名目的な下限を下回っては年金額を下げないというルールがあるわけございまして、そうしますと、例えば、平均的に2%で

成長している場合でも、ある年、成長が低い年がありますと、そこはひっかかることになって完全に発動されないことになります。そうしますと、経済変動を仮定しますと、仮に経済成長が安定的な場合であっても、何年かに一遍、発動されない年が出てくるので、その分だけ調整がきかないということになりまして、代替率が下がるということになります。

17 ページ以下はオプション試算でございます。今回は、先ほど国民会議の報告や「プログラム法」の規定の中で、幾つかの課題が示されたということになります。なので、今回は、先ほど申し上げました将来的な財政を見通す、あるいは 50%を切る、切らないといったような将来的な持続性を見通しだけではございませんで、指摘されている様々な課題に、今後、政策的な議論をするわけでございますが、それに資するような、いわばバックデータになるような検証作業も行うということで、一定の制度改革を折り込んだ、仮定を置いた財政検証を行っております。これを私どもは「オプション試算」と呼んでおりますが、その下にありますように、今、申し上げたマクロ経済スライドのルールを変える、あるいはパートの適用を拡大してみる、あるいは年金の受給開始について、一定の前提を置いて動かしてみようということをやると、何が起こるかということをやってみました。

18 ページにオプション試算の内容をお示しました。一つは、先ほどの「マクロ経済スライドの仕組みの見直し」ということで、下の〇にございますように、賃金・物価の伸びが低い場合でも、マクロスライドをフルに発動する。マイナスになってもマクロスライドを働かせるとした場合にどうなるかというもの。

2つ目は、短時間労働者の適用拡大ということで、2つのケース、一定の賃金 5.8 万円以上ある方につきましては全て適用するとやった場合、約 220 万人の適用拡大になります。もう一つは、今、一部、個人の事業所などは非適用事業所があるのですが、そういうものも含めて 5.8 万円以上の人は全部適用する。これをやると 1,200 万人の適用拡大になりますが、そうした場合にそれぞれどうなるかということを行ってみました。

3つ目は、保険料拠出期間ということで、現在、国民年金は 20~60 歳までが現役だという扱いで、ここが保険料納付期間になっているのですが、65 歳まで皆さんが保険料を払いますという前提で制度をつくると、その分だけ給付が増えるのですが、どうなるかということをやってみようということを行うということで、この3つをオプション試算ということで行ったものでございます。

次のページ以下は、このオプション試算の結果がどうなるかということをお示したものでございます。まず、19 ページでございますが、これを説明

する前に 21 ページをご覧くださいと思います。

マクロ経済スライドというのは、先ほどの天秤で給付と負担のバランスがとれるように、収入の範囲内で給付を調整するというのがマクロスライドです。したがって、マクロスライドの発動が遅れたり、十分調整されないということになりますと、その分は将来の給付からカットするということになります。したがって、例えば、今年、来年、再来年発動されるマクロスライドを十分きかせないと、先で調整しなければいけなくなりますので、マクロスライドが止まる期間が先に延びることになります。その分だけ代替率が下がるということになりますので、当初の想定よりも代替率が下がっていくということになります。

経済成長が低いケースというのは、申し上げたようにマクロスライドが発動されないケースが多くなりますので、その分だけフルにマクロスライドがきかないので、低ければ低いほどマクロスライドがきかないので年金財政が悪化するという構図になります。なので、このオプション試算のように、名目下限を外してフルに調整をするということをいたしますと、経済成長が低いケースほど将来的な代替率の回復が大きくなるということになるということで、見ていただきますと分かりますように、例えば、経済成長が高いケースですとプラス 4%程度の改善ですが、経済成長が低いケース、Gとか、こういうところになってきますと、かなり大きな最終的な代替率の改善効果が出るということになります。

2つ目はパートの適用拡大でございますけれども、先ほど申し上げましたように、2つの適用拡大を行いました。パートの適用拡大をいたしますと、国民年金から厚生年金に被用者が移りますので、国民年金財政が改善されますのと同じように、国民年金のマクロスライドの周期が短くなりますので、その分だけ国民年金の最終的な給付水準が高くなるということで、そこにありますように、25万人ケースから 220万人にしますと大体 0.5%ぐらい、1,200万人全部適用拡大しますと最大 7%弱ぐらいまで代替率が改善するというところで、非常に大きな効果が出るということで、これはお一人お一人、適用されたパートの方がちゃんと 2階の年金がもらえるということだけではなくて、国民年金にも非常にプラスの効果があるというものでございます。

次に、保険料拠出期間を 45 年にする。国民年金を 65 歳まで保険料がかけられるようにするというのにいたしますと、これは非常に単純に 40 年保険料を払うものが 45 年になるわけですから、給付も 40 分の 45 になるということで、やはり大体 6.5%、6.6%程度の給付改善が行われて、それが代替率に反映されることになります。

26 ページは、65 歳以降、年金の繰下げというのを行くと、どうなるかとい

うことを示したものでございます。これはマクロの年金には影響はございませんけれども、下のケースを見ていただきますと、例えば、65歳まで働いて45年で年金をもらっているという方がいらっしやったとして、もう2年、67歳まで働きますとしますと、加入期間が47年になりますので40分の47になります。さらに、2年繰り下げますので、最終的に年金がもらえる給付限界は同じになるように設計してありますので、繰り下げた分だけ増額が行われるということで、その2つの効果で、右の方にありますように、この2つを組み合わせますと最終的な代替率が60%台後半になるケースも出てまいりますので、これは今の年金の水準、ないしはそれよりも少し高い水準ということで、こういったことが起こるということでお示したところでございます。

この結果を私どもはどのように総括をしたかと申しますと、27ページでございませぬけれども、まず、一つは、日本経済の再生、労働力の参加というのが年金財政にとって非常に大きい。いわば年金を外側から規定している要因としての成長と労働力、もちろん出生率もございませぬが、こういったものがきちんと確保できれば、まず年金財政としては安定である。他方で、経済成長が低いケースですと、やはりかなり長い期間、マクロ調整を行いますので、代替率が低下をすることになる。となりますと、これは年金制度の中で様々な制度改革を行うことによって、代替率が維持できるような措置を講じなければならないことになるということではないかと思っております。

現在、これを踏まえまして、社会保障審議会の年金部会で制度改革の議論をしております。制度改革の基本的な枠組みは、29ページに書いてございませぬが、これまで指摘されてきましたマクロスライドの話でありますとか、パートの問題、あるいは3号被保険者の問題を、先ほどの大きな2つの枠組みに再構成をして取り組む。

一つは、年金制度を支えている経済あるいは労働力、あるいは出生といったものに、年金制度側で貢献できるような取組はないか。できるだけ長く皆さんが働いていただけるようなことに資する年金制度という意味で、年金の足元を支えるような改革。

もう一つは、自ら年金制度の中で必要な財源の確保や、長期的な年金財政の持続可能性を確保するための改革。この2つの観点に指摘されている論点を整理して、現在、一つ一つ検討の議論を進めているという段階にあるということでございませぬ。ちょっと長くなりましたが、私からは以上でございませぬ。

○清家議長 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明がございました年金分野の改革の進捗状況につきまして、意見交換に移りたいと思いま

す。どなたからでも御自由に御質問、御意見を申し上げます。では、権丈委員。

○権丈委員 3点、お時間をいただきたいと思います。一つは、年金年齢です。我々は英語ではこれを「pension age」とか「pensionable age」と言うのですが、年金年齢に関して、この国の制度は、60歳から支給開始されて70歳まで自由に年金の受給開始年齢を選択することができる制度に実は既になっているんです。60~70歳までの年金受給開始年齢自由選択制に実はなっている。その上、先ほど香取局長の方から話がありましたように、収入に見合うように給付を自動調整するというマクロ経済スライドという制度も組み込んでいるんです。

よく多くの論者の文章とかを読んでも、こういうふうにしてしろという改革案が、実はもうなっているのだけれどもねというのが大体もう8割ぐらいですかね。2割ぐらい、ちょっと勘違いしているかなというのがあったりするのですが、この制度を外国人などが見て、あるいは説明したりすると、そんな制度が何であるのだともものすごくうらやましがられます。だって、ほかの国は、給付の水準を引き下げるために支給開始年齢の引上げぐらいしかないのですから。

ニコラス・バーのスライドの中で支給開始年齢の引上げというのは、その横に英語で「at the same monthly pension」と書いてあります。同じ月額で支給開始年齢を引き上げるというのは、要するに、給付全体の総額を減らすということになるので、そういう制度しか持っていない国が世界中に山ほどあって、日本だけが突出して既裁定年金まで自動的に調整する制度を持っている。だから、うらやましがっているんです。

それゆえに、私がそういうときに何て答えるかといったら、だって、日本は世界で一番高齢化が進んでいる国なのだから、このぐらいの制度を持たなければいけないのだよと説明するわけです。先週の日経の高山憲之先生の記事などでも、こういうふうに「最長寿国の日本だけが受給開始年齢を65歳以上に引き上げなくても、年金財政は持続可能と10年以上にわたって言い続けているけれども、本当にそれでよいのか」というような文章が、新聞などには本当に正々堂々と出ているのですけれども、「それでよい」のです。

これはフルにマクロ経済スライドが機能するようになれば、ほかの国から見れば圧倒的にすばらしい制度で、みんな、支給開始年齢という制度とマクロ経済スライドという制度があって、そのどちらの方がいいですかといったら、それは専門家とか行政の担当者とか政治家はマクロ経済スライドと言うに決まっているんです。それをできないから支給開始年齢でそこそこに調

整しているのが、ほかの先進国がいろいろちょこちょこやっているところなんです。

だから、ここはまずしっかりと御理解いただきたい。ほかの国がうらやましがる制度を持っている。それをフルに発揮するためには、オプションⅠの改革をやっていかななくてはいけない。経済というのはどう考えても不確実なので、不確実性に対して対応していくためには、フル活用ということをやっていかなければいけないというのがあります。

この点、本当に去年から、そういうことが伝わらなくて、何か陰謀論とか、いろいろな形で説明されているのですけれども、本当に分からないことは陰謀論になってしまうのですが、そこら辺のところはしっかり御理解いただきたいと思います。

もう一つ、2番目で、消費税引上げと物価スライドのことについて、私は前から聞きたいことがあったのですが、2008年に年金の財政のシミュレーションというのを私がお願いして、やってもらいました。そのときに、租税方式にしていくと幾らぐらいの消費税が必要なのかというのを換算していくと、ということを計算していきました。

そのときに、本当のこの国の制度を反映させるとすると、租税方式にするために消費税を上げました、消費税を上げると物価が上がるのです。では、その物価をどうやって給付にスライドさせていくかということ、この国の制度を純粹にシミュレーションしようとする、これはそれをやらなければいけない。だけれども、無限級数みたいな話だよとかいう話になっていって、同時に、消費税の負担を上げたといったときに、それが全部年金にスライドで上乗せされてしまうというのは、あっていいのだろうかということもありまして、2008年の年金の財政シミュレーションでは、消費税を引き上げたときの物価上昇分というのは年金の給付水準に反映しないという、制度としてはちょっとその仮定を置いて推計しています。したがって、この国の制度として本当に反映させていくと、あそこで必要となった消費税率よりも上がります。

この点を神野先生にお願いしたいのですが、これから先、消費税が上がっていきます。恐らくこれから先は、今回だけではなく、もっとその先も上がっていくことがあると思うのですが、これに年金の物価スライドはどのように対応させていくのかというのを年金部会で議論していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

3点目。申し訳ありません、「短時間労働者の厚生年金適用」とよく表現されるのですが、私の中では「第1号被保険者における被用者問題」と言っておりまして、これも神野先生にお願いしたいのですけれども、2008年11月

27 日の社会保障審議会年金部会における議論の中間的な整理というのがあります。その中に「現行の第 1 号被保険者である被用者を雇用する事業主に、事業主負担分だけの保険料納付を求めることも検討すべきではないか」という文章があります。

この点について年金部会の中で御議論いただきたいと思えますし、去年の国民会議のときでも、4 月 19 日の主な議論の論点をまとめたところまでには「欧州諸国では低賃金の段階から社会保険を適用し、雇用主の責任も事業者が認め、低賃金の方の保険料を免除しても、雇用主責任の方を果たす制度もあるが、日本もそのような方向で考えるべきではないか」という文言があったのですけれども、この点を年金部会の中で御議論いただけないだろうかと思っております。

したがって、私にとっては、短時間労働者の適用拡大をもっと拡大しろとか、そういうことを言っているわけではなくて、それはそれでいいので、先ほど言いました点の 1 点を追加的に議論していただければと思います。

最後に、先ほど「社会保険の強い財源調達力」という表現が去年の報告書の中にあるのですが、このあたりは、1990 年代の半ばに国税収入よりも社会保険料収入の方が追い抜いて、その後ずっと社会保険料収入が国税収入よりもはるかにずっと高い状況が続いていて、日本の社会保障は相当部分を社会保険の財源調達力に支えられているという意味を込めた文章だと思っておりますので、補足させていただきます。どうもありがとうございました。

○清家議長 ありがとうございました。ほかに御意見はございますでしょうか。土居委員、どうぞ。

○土居委員 御説明どうもありがとうございました。今回の年金の財政検証は、今後の年金改革のイメージを国民に理解していただくには非常に有益な情報提供だったと思います。特にオプション試算はそうだったと思います。だからこそ、逆に、より詳しく分かったところで、また新たな課題といいましようか、懸念といいましようか、そういうところも出てくるのかなと思った次第であります。

私自身は、このオプション試算の中で、オプションⅢの高齢期の就労と年金受給の関係については、非常に重要な情報をこのオプション試算では提供しているのではないかと思います。

先ほど権丈委員もおっしゃったように、年金の支給開始年齢という話と定年という話がどうしてもリンクするがゆえに、短絡的に支給開始年齢を上げるだの、上げないだのという随分混乱した議論になってしまっているという

ことなのです。けれども、今回示されたオプション試算は、基本的には保険料を払ったものに応じて給付を出すという対応関係の中で、所得代替率がどうなるかという試算を示した。さらに、60歳まで年金保険料を払うというだけでなく、65歳とか67歳まで保険料を払うことにした場合にはどうなるかということが、今回、資料3の中では26ページに示されていて、その数字が具体的にあるがゆえに、この効果というものがより分かることになったと思います。

ただ、若干懸念もありまして、ここで言っている年金給付というのは、当然のことながら基礎年金も入っております、さらに、先ほど御説明がありましたように、基礎年金は2分の1が国庫負担になっているということでもあります。そういったしますと、確かに保険料の拠出に応じて、さらに支給開始年齢を選択して遅らせたとしたとしても、国庫負担は2分の1、基礎年金に充当されることになるということでもあります。

そういったしますと、我が国の制度として保険料水準固定方式をとっているわけですから、基本的に保険料は、払う年の年数は増えるといえども、年々、月々の払う保険料はおおむね同じである。その保険料の払う額が増えた分だけ、国庫負担も2分の1くっついて年金給付に回る。確かにそれによって所得代替率が上がるということは、めでたい話なのでありますけれども、財政全般のことを考えますと、国庫負担を増額しなければこの給付は維持できない、この所得代替率の数字どおりにはならないという懸念が実はあります。

もちろんそれが国民の選択としてきちんと国庫負担、つまり、税財源を年金給付に充てるべくその税負担に応じるということであれば、特に問題はないわけですが、なかなか日本の一般会計もたくさんの債務を抱えていて、その債務の返済もあつたりいたしますから、どしどし、どうぞどうぞ年金のために国庫負担を出してもいいですよという話にばかりなるかどうかは、先になってみないと分からないという心配があります。

そういう意味でいいますと、確かにこの所得代替率というのは、試算どおりにいけば上がる。これは支給開始年齢を引き上げることと同時に、給付を上げることによって成り立っていて、むしろ、ここでの第1段階の評価は、所得代替率がケースGとかケースHでは50%を割るかもしれないと言っていたものが、50%を超えるというところにまで回復できる可能性をこのオプション試算Ⅲでは示しているという意味ではよいと第1段階の評価はするのです。けれども、国庫負担の問題をどう考えるかということはさらなる宿題として残されているのかなど。ここは慎重に、給付水準が増えるから、めでたしめでたしという話だけで終わらないように、国庫負担もどうするかということをおわせて考える必要があるのではないか。

同じ国庫負担の話に関連しては、説明は省略されたかと思えますけれども、資料3の3ページに年金生活者支援給付金の仕組みが紹介されていて、これは正に低年金の高齢者の方々に対して非常に明るいニュースになるのだらうと思えます。しかも、消費税率が10%に上げられた暁には、この所要額5,600億円が充当されると私は聞いておりました、そういう意味では、これは是非ともきちんとして消費税で財源を確保するに値するものだらうと思えます。

ただ、確かに来年、再来年に必要な額というのは比較的容易に計算できるのですが、今後、高齢者が増えてきて、正にこの年金生活者支援給付金の支給を受ける対象者になる高齢者の数が増えたときに、この国庫負担、つまり、税財源のお金がどのような形で増えるのかというところが若干懸念として、ないしは宿題として残されているところなのかなと思えます。

総額は維持しながら給付水準を変えるという話にするのか、それとも、対象の高齢者の数が増えるということと連動して税財源を充当する額を増やすことなのかというところも、今後、詰めた議論が必要なのかなと思えます。

さらに、これにまつわるところでいいますと、生活保護受給者の生活保護給付の水準と低年金の方々との対応関係。生活保護給付は全額税財源で賄われているということですから、これの対応関係も制度を横断的に議論する必要があって、もちろん年内にその議論をするというにはまだ機が熟してはいないとは思いますが、ゆくゆくはこの会議でも制度を横断的に議論されるといいのかなと思えます。以上です。

○清家議長 ありがとうございます。伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 大変丁寧に説明していただいて、ありがとうございます。例えば、12ページにいろいろなケースについての年金検証の説明があったわけですが、その上で申し上げたい。

先ほど権文委員もおっしゃったと思うのですが、やはり国民一般に、私も含めてそうかもしれませんが、年金に対する理解というのはかなりまばらで、どちらかというと、よく分かっていない中で不安をおおるような議論というのがよくあると思うのです。ですから、やはり丁寧に説明していくということが極めて大事だと思うのですが、同時に、年金問題で是非申し上げたいと思っておりますことは、年金は年金の仕組みとしてそれ自身非常に大事なのですが、あまりにも大きな規模であるためにマクロ経済と非常に深くかかわりがあって、そこをどう考えるか。例えば、今、GPIFの改革の話などが話題になるのも、年金の世界の話ではあるのだけれども、マクロ経済との関係を考えなければいけないのではないかと。

そこで、これは私の理解不足かもしれませんが、12 ページの表を見ながら少し不安になったことが2つございまして、一つは、非常に高い生産性が上がっていく中で、運用利回りが非常に上がっていくという絵になっていると理解しているのですけれども、これは何かクローズエコノミーのような話の気がしまして、大学でそういう非常に総合的な理論を教えるのですけれども、国際的に資金が自由に動けば、結局、利子のリターンの高いところにみんな外から入ってくるし、逆もしかりだということで、要するに、今後、本当にオープンエコノミーで国際的な資金が自由に動くときに、こういう検証だけでどうなのかということは、また是非御説明いただければいいなということ。

もう一つは、この年金の話は、当然のことながら、国債とか財政運営とも非常にかかわってくる話で、この表と財政健全化と全くイコールで議論することはできませんけれども、ただ、何となくやはり運用利回りというのが国債の利回りとそれなりの相関というか、要するに、利回りがあれば運用利回りも上がるし、金利がそれほど高くなければ運用利回りもそれほど低くないという動きがあると同時に、一方で、賃金の上昇率、特に自主賃金の上昇率というのは、それなりの経済成長率と多分ある種の相関があるとすると、年金の場合には運用利回りが非常に高く、例えば、賃金に比べて運用利回りが高いというのは、高く運用できるわけですから非常に有利なわけです。

ところが、財政問題の場合に、特にプライマリーバランスの議論でお分かりのように、例えば、利子が成長率より著しく高くなると非常に困ることになるわけで、そういう意味では、だからどうかという話ではないのですけれども、年金というものの存在がマクロ経済の中であまりにも大きな存在であるために、どこまで議論するかは別として、そういうところにまで気を配った形で、国民との対話というのですか、あるいは制度の説明ということが、今後、恐らく問われてくるのかなと思います。

○清家議長 ありがとうございます。遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員 ありがとうございます。それでは、被用者保険の適用拡大について、少しコメントさせていただきたいと思います。

たまたま私は平成23～24年度にかけて設置されました、短時間労働者の社会保険適用の拡大に関する特別部会という社保審の特別部会の座長をさせていただいたことがありまして、ちょうどこういう議論をしていたわけですが、その当時、パートやアルバイトの方をたくさん雇用している業界の方からものすごい反対を受けていたわけでありまして、そこでも結果的に当時の部会では対象者45万人という形にしたような気がするのですが、

しかし、実際には25万人という形になっている。

今回、このシミュレーションを見ると、220万人とか1,200万人とか、すごい数字になっておりまして非常に興味深く拝見しました。私自身は拡大するということに対して賛成をしておりますので、そういう意味では、これがどういう意味なのかということも大変関心があります。

一つ、それとは関係ないのですけれども、今、年金の話をしておりますが、実はこの問題は医療保険と表裏一体の関係にございます。社会保険の適用拡大は年金保険だけの要件の緩和ではなくて、医療保険の方もそれをやるわけにございます。

結論から申し上げますと、実は医療保険の方がこれを進める上で非常にきめ細かな対応が必要とならざるを得ないということについて、若干お話ししたいと思います。

どちらかというところ、この議論は年金を中心に議論されておりました、その流れに沿って医療保険の方も合わせているというような流れかなと思うわけでありまして、やはり仕組みがかなり年金と保険制度は違うわけで、特に保険制度の場合は保険者が並立しているという問題がございます。

したがって、年金も医療保険も同じという点から言うならば、年金の場合は、要するに、適用拡大をすることによって1号あるいは3号の被保険者が2号に入る。医療保険の場合は、国保または健保の被扶養者が健保本人になるという動きについては、似たような動きになりまして、それと同時に、それぞれ事業主の負担が増える。それから、新たに被用者保険に入った人たちの保険料が上がるという点についても、ほぼ同じということなわけでありまして、ただ、医療保険の場合は保険者が並立しておりますので、保険者間で財政の負担に格差が出てくるということがあるわけでありまして、例えば、今回の25万人のケースでも、健保組合は多分負担増で、その他はそうではないというような問題もあるわけでありまして。

さらに、健保組合の中でもパート・アルバイトをたくさん雇用しているような業界の健保というところになりますと、非常に負担が増え、料率が高くならざるを得ないというようなことが生じてくる。場合によってはこれは保険組合の解散といったような問題も生じてきますので、それに対する手当てをやはりせざるを得ないというところがあります。

たまたま、今、医療保険部会の方では、後期高齢者支援金の計算の仕方を工夫することによって何かできないかという議論に着手したところであるわけですが、そのように医療保険の方では結構きめ細かく対応していかないと、ある種の利害調整をしていかないと難しいというところもあるので、その辺のところを今後どう考えるかということかなと思う次第であります。

だからといって、拡大するのを抑制しろとか、そういうことを申し上げたつもりは毛頭ありませんけれども、なかなかそのところは着目していかないと難しいということを申し上げた次第であります。以上です。

○清家議長 ありがとうございます。では、大日向委員、どうぞ。

○大日向委員 ありがとうございます。私も被用者保険の適用拡大について教えていただきたいのですが、今、政府は女性の活躍促進、女性の労働力活用に非常に力を入れてくださっています。それはオプションⅡのところにも少し書かれていますのですが、3号保険の見直しとどう連動するのだろうか。今後、3号保険の見直しがどのようなスケジュール感で行われていくのか、そのあたり、もし見通しがありましたら教えていただきたいと思います。

○清家議長 では、これは御質問ですので、少し事務局からお答えいただくことができるとと思います。お答えは後でまとめてお願いしましょうか。ほかに御意見は。それでは、山崎委員、どうぞ。

○山崎委員 土居委員の御発言でちょっと気になるのでございますが、基本的に社会保険に対する国庫負担というのは、給付の総額に対して一定割合を割くということになっておりますから、基礎年金でいうと2分の1でございますが、当然、65歳まで拠出期間を延ばせば、保険料水準は固定されていますが、保険料拠出総額は増えて、それに伴って国庫負担が増える。

これは医療保険も同じで、予算措置で毎年配分しているわけではなくて、一定割合が国庫負担ですから、今の制度でいうと、御指摘のとおり、国庫負担も増えるわけでございますが、それをストップするかどうか。つまり、国庫負担総額固定方式を入れるかどうかという。

○土居委員 そういうことを申し上げたわけではなくて、それだけの負担が税負担で生じるということもあわせて国民に示さないと、極端に言えば、保険料を払えば倍をもらえるみたいなような形ではちょっと説明が偏っているということではないかと思ったということです。

○山崎委員 分かりました。ちゃんと丁寧な説明が必要だということですね。承知しました。

もう一点でございますが、国民会議の報告書の中で年金税制の見直しということを検討課題の一つにしております。一体改革の中で、随所に低所得者

対策、低所得者への配慮ということがうたわれているわけですが、その際、「年金税制等により優遇されている高齢者の問題などを検討し、低所得者をより適切に把握できるような仕組みを目指すことが重要である」としています。

現状では障害、遺族の年金が非課税であって、老齢退職年金についても、給与所得控除の65万円をはるかに上回る120万円という公的年金等控除が設けられております。そのために、実態以上に多くの高齢者が低所得者として支援を受ける側になるわけでございます。国民会議が掲げた年齢別から負担能力に応じた負担へという切り替えを着実に推進する上でも、年金税制の見直しは避けられないように思います。

また、高所得者の年金給付の見直しに関連する事項としても、年金税制の見直しは早急に着手すべきだと思います。

さらに、この年金課税の見直しによる税収増を子ども・子育て支援の追加財源として活用するということも、世代間連帯を財政面から担保するものとして理解が得られるのではないかと思います。以上です。

○清家議長 ありがとうございます。宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 ありがとうございます。年金は幾つかの複数の試算を出していただいて、以前よりもずっと分かりやすく、国民も議論しやすくなったと思っております。

ここを見まして、年金の財政は高齢者が働くようになるとプラスなのだなとか、女性が活躍するほうがプラスなのだなということは普通に感じることができます。

日本の今の状態を考えますと、高齢者が実態として年金の支給開始をもう少し遅くもらって、たくさんもらおうとなったほうがいいのだろうなと思います。それは、年金財政においては、もちろんマクロスライドがかかっていますので同じかもしれませんけれども、今後、実質的に年金の水準が下がっていくことを考えますと、そのときに生活保護なり、ほかの財政のところで頼る部分ができるだけ少ないほうがいいと思います。できるだけ頑張って働いてもらって、それぞれが受給を遅らせて、そのときもらう年金の水準を高目にしようということをそれぞれが自主的に選択するようにするということ考えたほうがいいのではないかと思います。

だとしたら、今、そのところが一体どのぐらい周知されているのかというところがどうなのだろうなと思ひまして、様々な選択肢については、もっと情報の発信があってもいいのではないかと思います。

さらに、これはやり方は非常に悩ましいところなのですが、繰下げ受給をして少し多目にもらったほうがよいよというインセンティブをつけることもできるのではないかと思います。ただ、もちろんこれはやり過ぎると、一つは、年金財政にはマイナスになり、また、一部のそれができる、恵まれている人にプラスになるばかりではないかということもありますし、国庫財政との関係もあるということは承知しておりますので、その水準や手法については精緻な計算や工夫は必要だと思うのですが、方向としては、個々の自主的な選択によって実質的な年金の受け取り始めを後ろに倒していくというような働きかけが国としてあっていいのではないかと思います。

先ほどもお話がありましたけれども、女性の活躍が年金の財政にもプラスだということであれば、やはり3号被保険者をどうしていくかということが私も気になります。

仕組みとして難しい点があることは承知しておりますし、私も40代ですが、私たちの世代はお嫁さんになるのが幸せだと言われて育った部分もありますので、配偶者控除にしても、3号被保険者にしても、それを今になって否定するかのようにはさっと変えるというのは難しいとは思いますが。でも、やはり次の世代にどういうライフスタイルを選んでもらうかということのメッセージとして、また、年金制度が女性の活躍を求めているのにもかかわらず、その制度内に阻害要因を抱えているという状況はやはり不自然に思います。ですから、いろいろな形、例えば、被用者年金の厚生年金の適用拡大などをもっとスピード感を持って広げていくこととあわせながら、3号問題は課題として対応が必要であると。今の政府のメッセージとして違和感があるということで、見直していく必要があると思います。

○清家議長 ありがとうございます。ほかによろしゅうございますか。どうぞ、土居委員。

○土居委員 すみません。先ほどの私の追加説明が微妙に言葉足らずだったと思いましたので、もう一回説明します。

今、宮島委員がおっしゃったように、インセンティブをつけ過ぎると、逆に財政を悪くするというのもあわせてつけ加えたいと思います。

正に、結局のところ、所得代替率が50%をはるかに上回っているにもかかわらず、それでもなお拠出した分だけ給付しますということになってしまうと、正に国庫負担も一緒にくっついてくるということなので、その給付と負担のバランスをうまくとることはやらなければいけなくて、もちろん2分の1という比率は守るとしても、給付水準の調整というのは必要だと思います。

す。

もう一つは、山崎委員がおっしゃった重要なポイントで、公的年金等控除、非課税年金である遺族年金です。若い方に対する遺族年金というのは、また別の配慮が必要かとは思いますが、高齢者に対する遺族年金は、やはりいろいろな面で社会保障のほかの制度にも悪影響を及ぼしているところがあると私は思っています。

神野先生が会長代理をされているのでなんですが、非課税年金については、表立って政府税制調査会にて取り上げると2回ほどけしかけたのですが、何かのれんに腕押しという感じもあるので、年内というわけにはいかないと思いますが、是非ともいずれ非課税年金の課題を抽出して、それを国民にも広く認識していただいて、何かしらの議論の方向性がこの会議でも打ち出せればいいのかなと思います。以上です。

○清家議長 ありがとうございます。ほかによろしゅうございますか。どうぞ。

○神野委員 局長が最後におまとめいただく前に。どうもありがとうございます。お礼は年金部会長として申し上げたいと思います。

生産的なアドバイスをいただきまして、どうもありがとうございます。今回は財政検証の年でもありますので、財政検証を8通り出してやりつつ、国民会議の課題に対応すべくオプション試算を行ったというのが特色だろうと思っております。

国民会議の方から投げかけられましたアジェンダ、これを解決すると、目的でもあります年金の財政の持続性とセーフティーネット機能の強化がいずれにしてもプラスになりますので、そういう観点から複眼的にこれからも検討していきたいと思っております。

御指摘いただいたことについては、大変ありがとうございます。権文委員から御指摘いただいたように、現行制度でも選択での繰上げができるのですが、年金部会の方でも指摘されているわけですが、国民がその存在を知らなくて利用していない場合もあるのではないかとということがかなり大きな問題になっておりますので、一つは、年金制度に関するPRというのか、周知の問題が大きな課題になるだろうと思っております。

あと、御指摘いただきました点、消費税引上げ等々の問題とか、土居委員から御指摘いただきました国庫負担の問題は重々認識しておりますので、いろいろ難しい問題ですが、これを含めて考えていきたいと思っております。

それぞれ御指摘いただいた点は、今後、一回りこの課題については私ども

でやりますので、それで対応させていただければと思っているのと、社会保障と税制を有機的に関連づけるというのは重要なテーマなのですが、税調と両方に入っているのだからどうかしろと言われるかもしれませんが、これはなかなか年金部会の方だけで取り上げられる課題でもないもので、今後、どうやっていくのかということを含めて、ここでも御議論していただければと思います。

○清家議長 ありがとうございます。私の方から1点だけ香取局長に確認したいのですが、先ほど御説明がありましたように、また、権文委員も言われたように、2004年の改革で基本的には負担の上限が規定され、そのもとで給付が賄えるようにマクロ経済スライド制が導入された。したがって、いわゆる年金の受給開始年齢の引上げというのは、年金財政の改善のためには必要なくなったという理解はそれでよろしいと思います。そして、今回のオプションにありますように、個人のベースで見たときに、受給の繰り下げによって給付を多くすることもできる。

ただし、今回の検証でも、例えば、給付が50%が確保されるという計算の前提では、やはり65歳からの受給が前提にされているのではないかと思います。つまり、50%の給付が確保されるいわば標準年齢としての受給開始年齢というのはあるわけで、したがって、その問題はもう議論をする必要はないということではないのではないかと思います。つまり、将来的には、例えば、マクロ経済スライドが長引いて給付水準が非常に低くなるというような問題が生じた場合には、やはり50%が確保される基準年齢としての受給開始年齢を引き上げるといったような議論は当然あり得るので、そのような理解でよろしいかどうか、その辺だけ御確認させていただきたいと思います。それでは、まとめて少し局長からお答えいただきます。

○香取厚生労働省年金局長 それでは、今の最後の座長の御質問との関係からお答えします。

まず、もう一つ、参考資料2の「年金分野の改革の進捗状況について（参考資料）」というのがあるかと思うのですが、その2ページを見ていただきたいと思いますが、これはいわゆる人口推計を年金の目で見たらどう見えるかというふうにつくったものでございまして、下の65歳以上人口、上は現役の、これは70歳までとっているのですが、70歳までの労働力人口を、試算の前提にした労働市場への参加が進むケースと進まないケースで労働力がどうなるかというものを示した絵でございまして、

これを見ていただきますと、65歳以上人口は2042年に約4,000万人弱、こ

ここでピークアウトしますが、ここまではずっと増え続けるということです。他方、労働力人口は既に人口減少の世代に入っていますので、年々、労働力人口は減少しているということになります。

したがって、足元から 2040 年ないしは 2050 年ぐらいまでは、生産年齢人口が減少し高齢者が増えるという、いわばダブルで年金財政にダメージが来るということになります。

実はマクロ経済スライドというのをいれて、ここを乗り越えるというのが基本的な年金の戦略でございます。その先に行きますと現役も高齢者もずっと減っていきますので、ある意味、縮小均衡の状態に入る。

したがって、この期間、矢印で書いてありますが、労働力が市場への参入が進んで現役が増えるかどうかというのは、これはそのとおりのスケールで数字を入れていきますので、これだけの影響が出るということです。つまり、労働力人口の労働市場への参入が進むか、進まないかは、年金にとって極めて大きな影響がある。

その意味で、今、マクロでは確かに支給開始年齢の問題というのは年金財政に影響しないという議論がありましたが、実は給付水準というよりは支え手をきちんと確保することで年金財政を維持する。これは年金財政の外側の問題なのですが、そこに年金の側でどういう貢献ができるかという意味では、できるだけ多くの方が働き続けられるような、制度設計上そういう考え方を年金の側が持つというのは非常に重要です。お話がありましたように、将来的にモデル年金の水準をどこに設定するか。50%との関係を考えるときに、標準的な支給開始年齢をどこに置くかというのは、これはもちろん大きな論点になります。

ただ、今の段階でそれを言うと、65 歳段階での水準を下げるという意見がありますので、その前にやらなければいけないことがいっぱいあるので、まだそこまでの議論には至っておりませんが、やはりどうやってきちんとできるだけ多くの人に働いていただくかというのは、年金制度側から見ても大きな論点だということでございます。

もう一つ、3号の御質問がありましたが、これも実は全く同じ観点でございます。7 ページをご覧くださいと思いますが、私どもの観点からしますと、3号問題というのは、本来であれば被用者として就労している方が3号あるいは1号の枠組みの中に入っているという問題なので、いわゆる純粋専業主婦の方に対する年金をどうするかという問題ではなくて、ちょっと言い方は難しいのですが、純粋に専業主婦でない方が3号とか1号に入っているということが問題という問題意識です。なので、私どもは、基本的にはこの問題は適用拡大で年金の側としては対応すると考えています。

ちょっと見ていただきますと、現在、一番上の一番右側ですが、3号被保険者の数は約940万人、約1,000万人いらっしゃいます。そこに適用拡大①②とありますように、先ほど申し上げたように、月額5万8,000円以上働いている方は適用するということで拡大するということにいたしますと、ずっと下を見ていただきますと、例えば、2060年ぐらいを見ていただきますと、今のままですと、全体の人口が減りますので3号の方は430万人ぐらいになるわけですがけれども、適用拡大②までやりますとこれが270万人に減る。つまり、より純粋専業主婦の方だけが3号に残るという形になるということで、こういう形で、できるだけ本来は1号ないし3号にいらっしゃる方を2号の方に移していくということで、基本的には支え手を増やしていくということではないかと思っております。

これは、時間がないので御説明しませんが、5.8万円とか金額を下げていきますと、今、実際に働いている方が収入の頭打ちをされている額よりもかなり低い段階で厚生年金が適用されるようになりますので、逆にそれを超えることの方にインセンティブが働くようになりますので、そういう意味では、就労促進の効果がより出るような形になるのではないかと思っております。さらに言いますと、8ページですが、もう時間がないので御説明しませんが、やはり若い世代ほど一生を通じた3号期間というのは短くなっていく傾向にありますので、その意味では、純粋3号の方は全体としては数も少なくなりますし、期間も短くなるということなので、基本的には就労している期間は2号で適用するという方向で年金制度は考えるということではないかと思っております。以上です。

○清家議長 ありがとうございます。権丈委員、どうぞ。もう時間も限られておりますので短めに。

○権丈委員 分かりました。すぐ終わります。来週、年金総合研究所の7月2日のシンポジウムの講演録が出ます。その講演録が来週出るのですけれども、そこで言っておりますのは「今、給付水準が50%以上であるかどうかは65歳基準で見ることになっているのですが、この基準年齢を66歳や67歳にすることを支給開始年齢の引上げと表現する人もいますけれども、当人がそう思っても、日本語としては変で、言葉と意味が乖離していると思うのですよね」とか、あと「今回の財政検証のオプション試算が示唆する、今後、やらなければいけない3つの改革をこれから進めていくために、年金は体力を温存していなければなりません。そうした年金にとって大切なときに、04年フレームの下では、既に60歳から70歳までの受給開始年齢自由選

抑制になっていて、そこにマクロ経済スライドという財政安定化措置が組み込まれているのに、いわゆる支給開始年齢の引上げという、みんながそろって誤解しているために、ハレーションばかりが大きくなる話で盛り上がってしまうのは非常に辛いものがあります」とも言っております。来週、出ましたら皆さんにお配りさせていただこうと思いますので、よろしく願いいたします。

○清家議長 ありがとうございます。それでは、年金の議論はまだいろいろあるかと思えますけれども、本日の議論では、国民会議で指摘された課題については、今回の財政検証も踏まえて引き続き検討を進めることが重要であるということ、そして、あわせて公的年金等控除なども含めた年金課税のあり方なども含めて、他の制度と関連する事項についても、幅広い観点から検討を進める必要があるということなどが指摘されたかと思えます。これらについても、今後、検討課題として整理してまいりたいと思えます。

それでは、ここで最後に、大臣の皆様方からコメントをいただきたいと思えます。まず最初に、塩崎厚生労働大臣より、コメントをいただきたいと思えます。大臣、よろしく願いいたします。

○塩崎厚生労働大臣 今日は大変貴重な御意見を様々頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。議論をお願いしている立場なので、あまり立ち入ったことは言わないようにしたいと思えますが、子ども・子育て支援につきましては、来年4月の新制度についての不安の話を大分今日は頂戴いたしまして、いろいろ消費税の問題等々を含めて私たちもしっかりやっていかなければいけないと思ひまして、引き続き関係省庁と連携してその着実な実施に向けてやっていかなければいけないということを改めて思ひました。

この間、女性の活躍についての数値目標というのを義務化するということにしましたが、やはりこの子育ても我々政府としてやらなければいけないことはしっかりやっていかなければいけない。今まで十分でなかったところがたくさんあるということは間違いのないわけにありますから、それはそのとおりなのですが、やはり子育てフレンドリーな社会に変えていくということは、実は民間の中でもやっていただかなければいけないことでもあります。

例えば、私は高校生のときにアメリカに留学しましたがけれども、あのときは近所の御夫婦の子供を預かってベビーシッターをやるなんていうのは当たり前のようにやって、小遣い稼ぎをしていましたが、日本ではそういう慣習というのが多分あまりない。怖くて預けられないとかいうのもあるかも分かりませんが、そういうようなことで、いろいろな意味で、日本は子育てにフ

レンドリーな社会というのが、随所にやはり変化をもたらしていかないと、せつかく税金を使っていろいろなことをやっても、それが2倍にも3倍にも活かなければいけないのに生きてこないということになるといけないなと思いました。

年金のことは、今回、財政検証で8つのケース、3つのオプションということで、やはり選択肢を示して議論していただくというのが一番大事なことで、その中から、今日もいろいろな反対方向の意見もあったようには思いますが、そういうことがたくさん出てくるのが大事です。何しろ年金に対する信頼感を持ち続けていただくということが大事なので、そういう意味では、神野先生が今日はおいでになりますけれども、社会保障審議会の年金部会で引き続いて議論をしていただき、制度改正も視野に議論を深めていきたいと思っております。

次回は医療・介護分野と聞いておまして、先の通常国会で成立いたしました「医療・介護総合確保推進法」の内容などについて御報告をさせていただいて、また御議論をいただくということのようでございますので、ひとつよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○清家議長 塩崎大臣、ありがとうございました。それでは、続きまして、宮下財務副大臣お願いいたします。

○宮下財務副大臣 本日は、子育て支援、年金の両分野につきまして、大変充実した御意見をお聞かせいただき本当にありがとうございました。

1点は報告でございます。子育て支援政策につきましては、一昨日、10月8日の財政制度等審議会においても議論されまして、主に「待機児童解消加速化プラン」などによる約40万人の保育の受け皿整備などをしっかりと推進していく必要があるということ、また、今後、さらなる施策の充実が求められておりますけれども、その財源については、将来世代につけ回しをせず、現世代でその費用を負担する必要があるということ。また、その際、事業主負担の一層の充実も必要であるという議論があったことを紹介させていただきたいと思っております。

また、年金分野につきましては、考え方としてマクロ経済スライドも含めた諸制度の運用等を通じて、持続的な年金制度を維持していくということが重要だということと、また、今後の見直しを行うに当たりましては、世代間の公平性の観点からも、安易に将来の支え手の負担を増加させることのないよう進めていくことが必要だと考えております。以上でございます。

○清家議長 ありがとうございます。それでは、続きまして、あかま総務大臣政務官から御発言をお願いいたします。

○あかま総務大臣政務官 大変貴重な御意見をありがとうございます。

少子化という話、また、子ども・子育て支援制度という中で、基礎自治体は権限も責任も出てきますよ、あわせて効率性、質の確保が求められますという話がありました。その上で職員のセンスとやる気なのだという御指摘がありました。新制度の場合、実施主体は市町村でございます。その意味では、総務省としてしっかり各府省と連携をとりながら取り組んでまいりたいと思っております。どうぞこれからもよろしく申し上げます。以上です。

○清家議長 ありがとうございます。それでは、最後になりましたけれども、甘利大臣からコメントをお願いしたいと思います。大臣、よろしく申し上げます。

○甘利社会保障・税一体改革担当大臣 大変長時間にわたり、精力的かつ有意義な御議論をいただきました。ありがとうございます。

冒頭でも申し上げましたけれども、現在「社会保障改革プログラム法」に基づきまして社会保障4分野の改革を進めているところですが、4分野以外の分野を含め、つまり、生活保護とか高齢者雇用等々があると思いますが、制度を横断的に考えましたときに、さらに、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望して中長期的な視点から考えたときに、持続可能な社会保障制度を構築する上でまだまだ検討すべき課題があるということは、今日も御指摘をいただいたとおりでと思います。

本日の議論に加えまして、次回は医療と介護分野の御議論をお願いすることとしておりまして、その上で、議長、議長代理とも御相談しながら今後の検討課題を整理していきたいと考えております。そうした観点から、次回も引き続きよろしく申し上げます。ありがとうございます。

○清家議長 ありがとうございます。それでは、本日はここまでとさせていただきます。

次回は、今もお話がありましたように、医療・介護の議論に入りたいと思います。改革の進捗状況の確認として、先の通常国会で成立いたしました法律に盛り込まれた内容等について御報告をいただき、議論を深めてまいりたいと思います。

なお、本日の内容につきましては、この後、30分後を目途に8号館におい

て記者会見を行い、私の方から御説明をさせていただくこととしたいと思  
いますので、御承知おきいただければと思います。次回の日程など、事務局か  
らお願いいたします。

○宮島社会保障制度改革担当室長 次回の日程は、委員の皆様の日程調整をさ  
せていただきますので、また連絡させていただきます。よろしく願いしま  
す。

○清家議長 ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、第2回  
「社会保障制度改革推進会議」を終了いたします。ありがとうございます。